

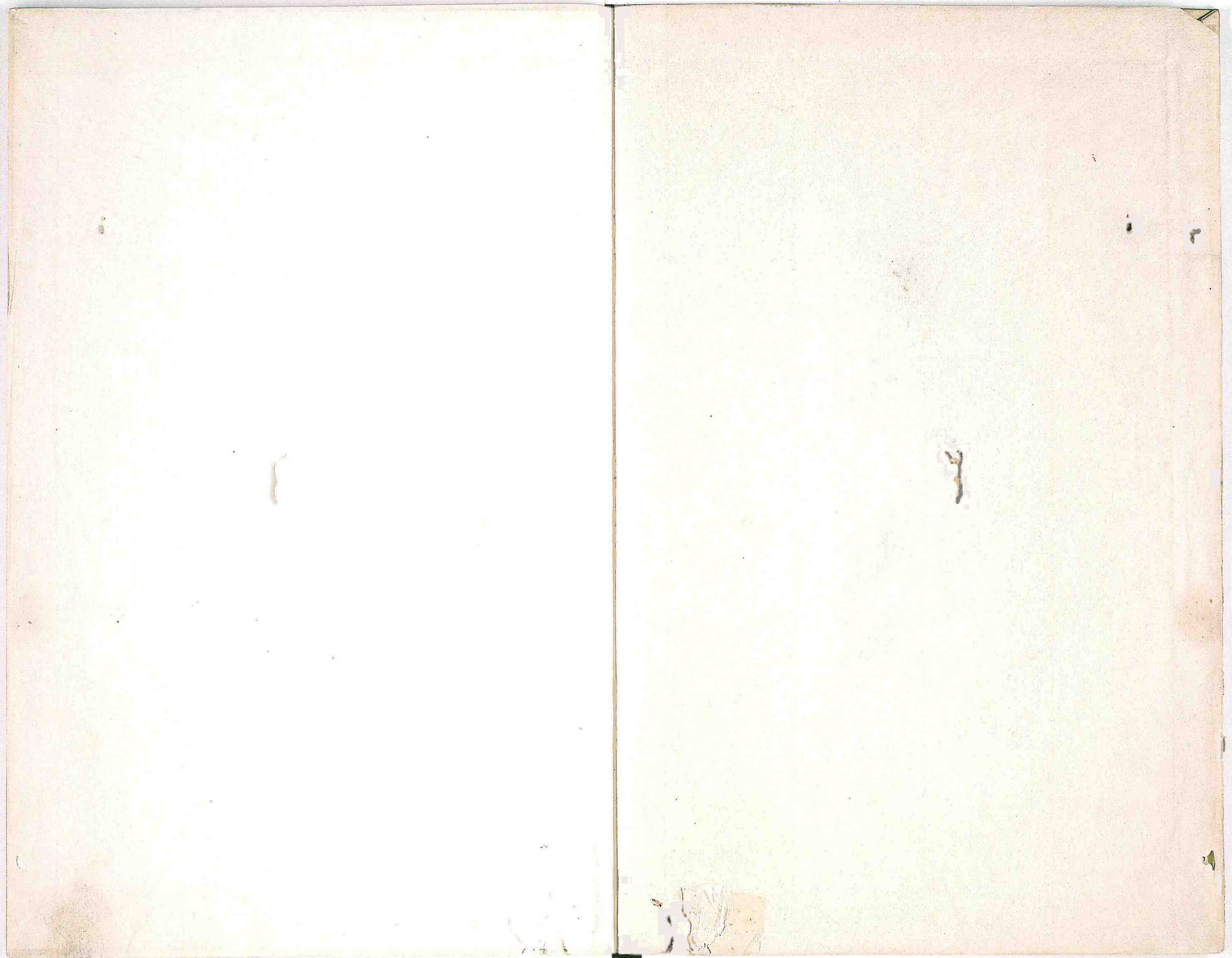
尾張神名帳集說訂考附録

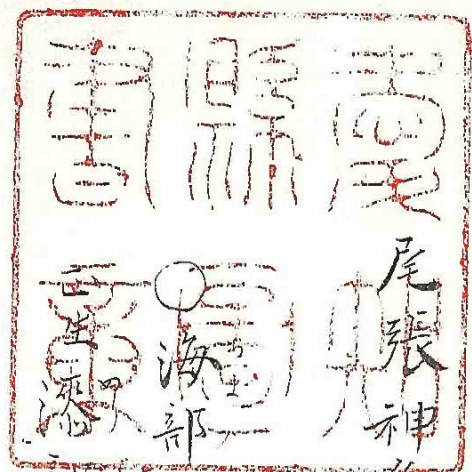
共四冊

場所	品目	年月日照	調査員
尾	書		

174
ツ
1-4A

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8 9 9





尾張神名帳集説訂考附録

明治十九年
八月
津島點查章

後學 津田神助再生著

海部郡津部神社一説式内

然る尾張風土記津部社ハ祭神木花咲耶姫命（偽書）と云ふ

岡耶（ヤ）姫橘姫命（命）などハ後世觀音菩薩（混濁）に混淆（事）あり遠江國

佐益郡（今ハ佐野と誤）淡ヶ嶽（ハカト）の觀音堂ハ舊ハ阿波波神社（の傍）

之内山真龍（一）又伊勢國白子宿寺家の觀音（も）奄藝郡

比佐豆知（の）神社の本地堂（と）祭神木花咲耶姫命（の）神木ハ不断

櫻（と）勢陽里（誘）小又（一）本國上水野村（感）應（寺）の觀世



A174
ツ
1-4A

音七四八山田郡小金神社に本地堂あり。是等の類を録して
按巴濟部神社の一處にて今ハ甚目寺大悲閣とあり。其の次。
其説在ふ志す。後の君子のさあめをまつり。

地名考

鳳凰山甚目寺

真言宗

七堂伽藍二王門

建久

四年所作也

本堂正觀音 立像土佛也

一山之別當 東林坊

阿弥之坊三戸

圓音秀存

長印妻帶也

此外拾坊あり清僧之畧之

別當

當山の觀世音ハ秘佛なり。拜只忽眼潰ると

傳つて一山乃僧といふも昔より拜するものなり。宮殿の寸觀世

音ハ御長一丈有餘の土佛立像孤下より立りあがゆ名に。只
上半軀ハ宮殿を露ひけり。是ハ三十一年月
閑帳あり。秘佛ハ此土佛の所後蓋よりなり。又宮殿下の

井中より

松平君山曰

孤起を擲て云推古

天皇ハ御宇此浦の漁人甚目の龍丸とあり者一日阿波堤の
浦より出て網をひきしに金像の觀音を一軀曳揚り龍丸
草堂をひきて安置頂礼し。まうぬ。まをとりて甚目寺と

かくて 天武天皇の白鳳八年。初あると法皇寺と号す。ま

坂河院乃康和五年 七堂伽藍となりて。鳳凰山甚目寺と

文に。ハ觀音と云ハ伊勢國甚目と云ふ所あり。佛院

破壊して佛も又流也。程歴て此浦に寄るをすくひ湯
可成今。觀音池と云ふ。又竜丸の子孫相續まをこへん世
雜髮書帶せり。土俗に水を網の坊と評しと云えり

山田荷沼 中古某阿彌くといふ禪門ハ雜髮書帶を

佛の後事ものなりと云。據よ其の某阿彌と。後人阿彌の
衆と云ひてを網の語する事一。土佛の流るといふ事も
有と云く。且觀音池も世乃偽物なるべしといふ

三生謹考 甚同寺觀音ハ舊山を神社の地なるべし然れど

事ハ **別當**曰 當山の觀音領。三百石。九升一合の内を二拾
石ハ古祭料に引為し。其餘一山中一と云く。別當すふ

事也。而又一山拾一坊の檀越在家の事。在家の中。若死
微めて同火同食小觸る事ハ。其の僧徒一七日觀音堂へ出る事を
禁す。むしより斯乃と云。地下所に土俗習女も存同。唯往來
の人ハ。いふも為つさやうな事ハ。甚し治及ふ可。ぬ宮殿の
一乃堂に針小志る意と箱なり。その由三種の神器の他

まを。微火を忌むるとも傳ふといふ **里老**曰 白元朝別當

東林坊と。阿弥の坊三人と。本堂觀世音乃正面をそと平賀の蓋
り。又元日より七種の日中を修正會を修行も。満座の時

伊勢加前八幡等の六社。及び本國中の神名をとりて
事あり 是ハ本國帳 五月十八日に近郷より觀音へ歸馬を
の一卷に

奉る。次は走馬あり。村の若者ども穢火を忌憚むと嚴重し。

又八月十日を觀音の多胎とて。本堂の正面は六釜三口をすまして湯をまき階橋の下に神子處女。白袴の袖を

近藤利昌曰

ひまがも。岩塚村の社人吉田氏より奉る。本堂の乾方小楠の大樹あり。側は八所明神の社頭なり。土俗を

八大明神とも呼

本堂より寓ニ山王社
一七二〇年以前あり

八所明神の宮ハ風

風山今の本堂の地をさす

此山より一里。元和年中。本堂を建

時。この社を今の地へ遷し。平山を引抜て觀音乃堂を建

ともいふ

正生考

八所の名ハ後世の俗稱也。ハケ所の

神を都するにハ。是も往昔の根社也。こそ世に秘佛と

稱するハ其處の隠るところなり。考證の爲は浅草

の秘佛觀音を愛小引

附言

橋守部曰

江戸淺草寺の觀音前五ハ二尺餘の佛像

あり。其長佛也。秘佛ともいふ。其秘して拜する人

形。これにさす中よりこれを護する人。世にハ召鏡と

いふ傳あり。ハ秘佛を祀り置所ハ。前立の觀音より二間

あり。奥ハ高御座と稱。高き壇ありて。其上に安置せり。

方一尺二三寸。高ハ二尺餘の箱より釘跡あり。錦綾

の覆ひ十重もかけ。錦の袴御肌付の薄絹。これに嚴

みく。奇くも在り。壇を方六尺。高ハ九尺なり。りも

あつむ。慢心をはらひしは外よりハ見えざり。毎年十二月
十三日堂の煤拂し。其前板十二枚。其の高御座の二疊
の事を敷改る時。所謂三普代の者。白衣小霞面して。中に
一人負てあり奉らに。其傾く時。うらと發音あり。鏡
の写音を竊く。是を掃き廻らふ。是むし神社を在り
時の神鏡を。秘佛と稱して隠し祀るる成り。今
境内雷神門の側也。地主大神宮と稱するなり。又二王門
の傍に地主西宮稻荷の社あり。傳いしは古大神宮
なり。けの豊宇氣宮なり。け社のいりこかせも。いりこ
らり。大_六神宮ハ南向。豊宇氣宮ハ東向。地主大神宮ハ西向。今の

親音堂不_レ鎮座するを。其神鏡を堂に留めて。地主として
表門ハ迂_レ奉り奉りたり。毎暮お時。ぎりに門を開き。
其門又木綿をかけ幣帛をさすも。其名おとす也。祭礼
三月十七日と六月十五日と西夜。け今ハこ水と三社権現
の祭なり。まきまき。く大神宮の時りの祭なり。け堂の
祭乃_レ微なり。二十一年三十年に一度づき。く親音
の六ふあり。親音堂より神樂出て隅田川乃船祭し。
其古圖をえり。行列甚美。敷東都第一の状なり。
まをりて推して。又神馬二足なり。是も三社権現の
神馬なり。古来より親音堂の左腋あり。けの神鏡の神馬

とて... 武成
甲斐成と三人の者網を飲るをすといはげしといふ。
その人々を祀るは社なり。その濱成の齋と土師宿禰
堂といひ。武成の齋と檜隈宿禰齋頭といひ。甲斐成の齋と
檜隈宿禰齋音といふ。此三戸ハ齋妻帯あり。今寺中
の次は齋といふも。秘佛觀音の事は就て不感光望也。西人
の檜隈を齋ハ日前と書さる。之傳たり。其ハ紀伊
國日前社ハ由縁あり。其ハいづれもその靈験の灼然事
伊勢といふ。其ハ事常々あり。又此二人の先祖
の引よる事と云記書の像ハ今の前之如し。此亦も

いふ。神心録ある事あり。其ハ寺中舉つて只親方
か。其ハ孫起ハ推古天皇三十二年出現と云事と
強て唱へたり。

正考

いふれをまけ。法華と甚目寺觀音と相似る
事あり。其ハ秘佛と唱へて釘と云事御籠ありといふ。

佛閣の神事の御まるといふ。秘佛ハ縁有との齋妻帯
帶あり。三戸宛ありといふ。齋妻帯と合せると如し。其
りて甚目寺觀音を添部神社なるべし。ふりなりぬ。後の君子
能正して定めてよ。以上地名 徳積曰 此説を家録と云く
にもし。其ハ考も。地名考。載れしと云。晚平に及て

に上畧後世紀之高住中嶋郡堀田村。其男右衛門佐与
春。始稱弥五郎。移居海部郡津島。建姓祖武内宿禰祠
者有故。と云ふは附會の事なり。其故ハ堀田西卷
に父中島郡堀田村小住と云ふ以傳あり事なり。堀田
氏ハ宿方乃從臣なり。津島武士あり。又弥五郎殿は
伊久波神社小島と云ふも非言也。伊久波神社を土田村
ハ幡宮と云ふ。と云ふハ次ハ傳ふことなり。

滝川弘美曰 天野氏浪合之記を偽作せり。隨て右の説

と云ふ附會と云ふことなり。と云ふハ

正考 天野氏の説ハ南
朝の于良親王に子良王津島又兼富之時堀田大橋等の

数家より従つり云々。この文ハいへん。堀田ハ既ハいへん如く
宿方の從臣也。大橋ハ良親の津島武士也。と云ふこと混同也。
一串ニカケルも謬也。以上地名考大意又
在宿方傳の書入

○海部郡伊久波神社辨解 式内

伊久波神社を本書小載と云ふ。日本紀の文を引て滝
川氏ト云へる。堀田ハ幡宮と云ふ。其據ハ正
史神代卷に事疑ひあり。と云ふ。其の事ハ中島郡三宅
村ハ爲久波世古の稱ありと云ふ。是と云ふことハ
傳言也。今つてハ小住と云ふ。爲久波ハ。本書に
と云ふ。殖業の事ハ。尾張の方言ハ殖と云ふことナリと

ト云ふ。つるをい
土田を土田と併
ハ
伊勢國菟名郡
郷名遠津を今
遠津と云ふ事ハ
國佐野郡を今
佐野郡と留。
駿河國益頭郡
を今益頭郡と

多きりて社多き甘村井の切に存して。其の舊社を稿
兼村の切に遺在事藤島神社乃社号ハ藤島村今遠島に誘は
に存して神社ハ秋竹村の在り。秋竹。安杉。遠島ハ
甘樂名神ハ。稲葉村ハ幡宮なる事。疑ひなきもの
也。

附言 地名を追て舊社を考察事。其地をいくんど
たゞ川流も古今沿革つとこととの和名抄の
一郷ハ。今の四五ヶ村ありて。一郷乃地
乃凡神社ハ後世の村名ハ流る。其一系の村並をく
何く捜索時ハ。遠く在りてを導得ざり。又郡界ハ

隣郡をも考へず。また入るもす。りき。是
地名を訂考す。樞要也。正々本國ハ地理志ハ既
五十年。東西南北に。る。舊社を探
實地と踏事數十回。遂に思得る事。か。是
社名の取。一。各角。机上の評ハ。所謂。留水。練
也。

○中嶋郡大日神社辨解 式内
大日神結ハ。法三村直席。大示以古宇神ト神地是
式社の跡とふ。後志。の。正々平。研
神地の地。又神。の著明。を。知。

此岐階ハ今の社葉山ニつくりて保神ハ則火神とて古来

方防神也とあり 正生謹考 今山崎郡ハ豊田郡ニ合せ

る一ハ神社延喜神名式ニ脱る。以上ハ本國栗栖神社

の延喜式ニ脱る。式外の神と貶る。古史を考る

所考る。む式内の神と等しく崇敬すと神社なり

○春日部郡菅生天神禰解 式外

地名考集録より次菅生天神の舊地をさす。唯中

に此社を考り此處よりさす。我語

西をさす。彼處に家を築し舊地ハ村あり十二

町西北神とよ可る。以上ハ村名の本

社考に菅生小孫ある事ハ。本書に考く禰ハバハ

行は。菅生。出雲國楯縫郡市畑薬師といハ。眼病を

治すに甚電験。行は。諸人け。色を

出雲風土記にいぐる菅原神社とて。高神の考名神也。

其國人西村右大夫信正 中村守臣 といり。今ハ念佛園ハ度じ

し。神社の傍ハをす。さして考名神を薬師の

神とす。薬師とて。薬師とて。薬師佛ハ混同

す。菅原ハ社考も本國の菅生ハ。本書にも引

置。續日本後紀の宿那古那加菅管乎。須

志都都國固米造。今年總理。以上ハ

堀ひて菅生天神の委神ハが考名神と知一説は是有。
また宇都宮明神の攝社のこと成りしつゝいふも愛
痛と考ふもや

○愛智郡御田神社辨解 式四

御田神社ハ本書小辨しるごとく岩塚村七社明神とあり。
委神ハ保食神とありはともや。女神社也。熱田の攝社たる
一し。よが地名の岩塚とあり。可殖分の義をよと為和
通加と稱り こハ和行の音をよと 逐く岩塚の字をよと稱
宇恵ハ為和と考へり 後世鎌倉より後乃俗習し。
才例本書小辨しるごとく。殖分の名義御田神社

15
此社ハ在縁也。又ら月々々々種ありの神事ある。其の
古儀を事しるる人もあり。是又御田神社
又まはれ徴也。種ありの事ハ詠唱して解ハ
施し。後世よりいふもいふも御田の攝社と
いふも。既に辨しるごとく御田神社の社名とあり。し
七社明神とあり。是則熱田の攝社と
あり。また近世熱田七社と唱して本社ハ叙。高倉。大
破。大福田。林上。湯乃夫と算するものも。俗人の舉敷に
し。信用する足らざる。熱田鐮皇門内西より第四

此。寶田の神社を遷す。祈斗新嘗を別々に執行す。
是御田神社の遷拜祈なり。却てこほを御田神社
なりと云ふも。其の謬なり。地名考又
懐年の書入

○愛智郡孫若御子神社辨解 式内

孫若御子神社ハ。本書小辨つるごとく。南新宮牛頭天王の
社地也。是の社の據りて。うづね説かゆ。於惑人の
為ふくく。謬なり。おの續後純の文よりて。日割
御子神。孫若御子神。高座結御子神と南よりけり。其
時ハ。南新宮として次第も述る。熱田舊記ハ孫若御子
神社ハ。いふも大社也。飢殿拜殿といふ文。延喜社若

式ハ名神大と云ふに結かゆ。今鎮皇門内西より第二
の神社を孫若御子と云ふ。既に本書小辨に云ふ。享
祿の古圖ハおけき。後小言に云ふ事明也。又大宮
ハ御兒神と云ふ。大宮近く在ることわりぬ。高座
本卷末に○若宮今稱若宮ハ幡府下原所慶長十一年
那古野莊今、郡内天王祠以南也延喜十一年三月勅建。
當時有僧十二院。舊無八幡号。天文八年、龜尾山
再興記云。蓬萊興之地。威神垂鎮座。金龜関然。愛
灵龜。龜尾山号由此云。按熱田神宮寺号龜頭山。又云安
養寺善宮宮寺之奉尊熱田八劍宮御作。即座下敷灵龜

之按此等之說。則當社熱田所撰祠跋。安養寺舊書
以當社ツイツルハ天王祠上。蓋往古鎮座。而延喜帝加再復者歟。
其若官号。近孫若御子。熱田孫若御子名神俗稱。考若官式内ノ神社也。天野翁
斯疑以遺。一かきく亦其尾ノ撮テ。若官ハ幡を
孫若御子神社也といひ。考了人もあぶらに。是をも具
にことわりて。右の說也。義をも事蹟。ハ熱田大神
の御魂神。右宮をさきく離れて。一社名を今市場ノ
鎮座。一寺謂ふ。然るにハ續後紀の次第。ハ
けりものも。右孫若御子神社ハ式に愛智郡の條下
載し。今市場の地ハ山田郡。今市場郡ハ入ト
成下ハ山田郡也。

山田郡の條下。考以孫若御子神社ハ若官に。つら。考
さえあり。考以孫若御子神社ハ若官に。つら。考

明けし。地名考曰。或人曰。若官を。牛頭天王ハ若官に

一ハ八王子権現あり。瑞龍公の御時。故つて

八幡宮ハ祀務させ。社領百石を寄附。今ハ

時ハ八王子ハ。清水口の杉村出所。今ハ杉村

八王子ハ官ハ。氷室氏。乃抄りて。祭礼ハ六月十日

十六日。若官之同日に執行セリ。又若官の神輿。郭

内天王ハ神幸あり。舊牛頭天王ハ八王子。父子の御

神。中縁乃送。也。極。此說の。ハ

ハ。記録。也。後の君子。ハ

其處たりと云ふ。以善官の社地孫若御子神社
にありと事明くわすし。

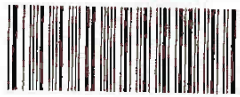
尾張神名帳集説訂考附録 大尾

秋文國アキノクニ乃村ノムラ無行ムコウ摺スリ案アヒ凡
何年ナニトシ及ツキ亦モ行ユク何ナニとト云イハ凡ト在ア居ル
祓ハラヘ名ナ性セイ年ネン説セツ少シウ誤コあるアルとト云イハを
之ノ形カタとト云イハ訂ツクリ改カヘ其ノ形カタとト云イハ
るル皇ミコ仲ナカよヨうウ期キ久ク戸コ目メ表ヒラ談タン小コ
とト云イハとト云イハ皇ミコのノ據スレありアリとト云イハて
かカらラ順ツキとト云イハりリ其ノ形カタとト云イハすス
是ノ形カタとト云イハるル條ジョウとト云イハるル形カタとト云イハるル

ひひのく時むすあはれる系を成
たしと信ありしはまなは是子
つまそ引のぼるはよは存る毛
してあゆみしはたのたひと飛く
其とせん平踏して廣く探りて
正しむるをあらうつと色しあへ
社社の甘きあはれをうけし

明治二年五月日水徳部穂積
時子

愛 知 県



1103266754